

地域産業保健センター事業の概要

1 趣旨・目的

地域産業保健センターは、産業医を選任する義務のない小規模事業場に働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的として、郡市区医師会への委託事業として、実施している。

また、平成8年の労働安全衛生法の改正において、労働者数が50人未満の小規模事業場において、事業者は労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理等を行わせるよう努めることが規定され、併せてこれに対する国の援助が規定されている。同時に、当該事業者は地域センターの利用等に努めることが労働安全衛生規則に規定されている。

2 実施状況

全国347カ所において実施

3 業務内容

- イ 健康相談窓口（メンタルヘルス相談窓口を含む）の開催
- ロ 個別訪問産業保健指導の実施
- ハ 産業保健情報の提供

4 機能の拡充

平成10年度から中小規模事業場の集積する都市部の地域センターを中心に機能強化を進めている。平成15年度現在87カ所の拡充センターの機能強化を図っている。

- ①夜間及び休日の健康相談窓口の開催
- ②メンタルヘルス相談窓口の開催の増
- ③個別訪問産業保健指導の回数増
- ④地域産業保健問題協議会の開催

産業保健に関する課題等について労使双方の代表者及び学識経験者から長期的視点で幅広く意見を聴くための懇談の場として地域産業保健問題協議会を開催している。

【 関係条文 】

◆労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

（産業医等）

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第十三条の二 事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

<参考>平成8年9月13日付け基発566号（抜粋）

2 産業医の選任義務のない事業場の労働者の健康管理等

（第13条の2関係）

- （1）本条は、すべての事業場において労働者の健康の確保が図られるためには、産業医の選任義務のない事業場においても産業保健サービスが提供される必要があることから、事業者は、これらの事業場については、当該事業場の状況に応じ、必要な場合に、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他労働省令で定めるものに、労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるよう努めなければならないものとしたものであること。
- （2）「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師」には、第13条第2項の労働者の健康管理等を行うのに必要な医

学に関する知識について労働省令で定める要件を備える者のほか、産業医学振興財団が都道府県医師会に委託して実施している産業医基本研修の修了者、産業医として選任された経験を有する者等が含まれるものであること。

(国の援助)

第十九条の三 国は、第十三条の二の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

<参考>平成8年9月13日付け基発566号(抜粋)

3 国の援助(第19条の3関係)

本条に基づく国の具体的な援助としては、地域産業保健センター事業による労働者の健康管理に関する相談、情報の提供等があること。

◆ 労働安全衛生法施行令

(昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号)

(産業医を選任すべき事業場)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

◆ 労働安全衛生規則

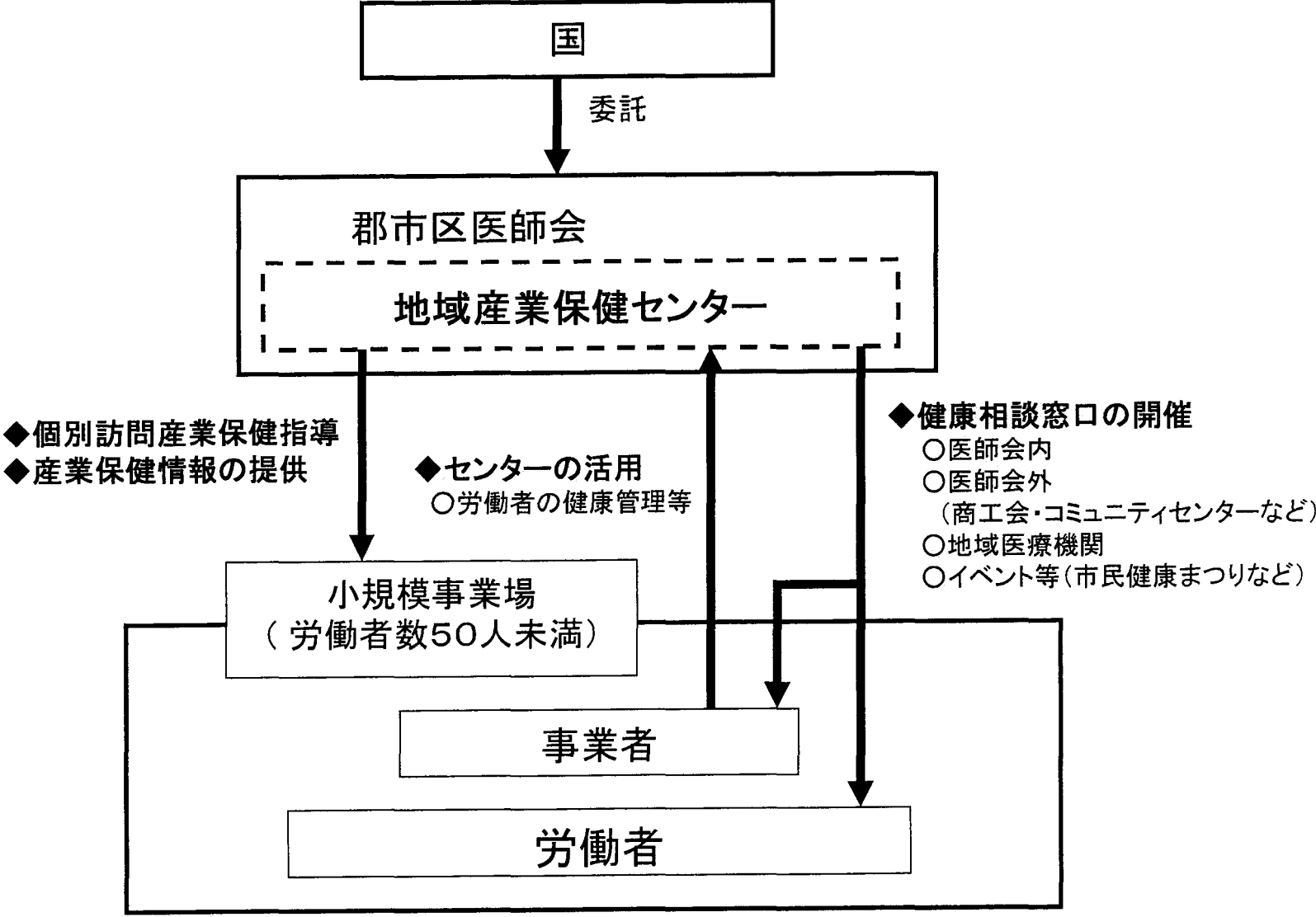
(昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号)

(産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等)

第十五条の二 法第十三条の二の厚生労働省令で定める者は、国が法第十九条の三に規定する援助として都道府県の区域の一部の地域内の医師を会員として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である医師会に委託して行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報の提供その他の必要な援助の事業(次項において「地域産業保健センター事業」という。)の実施に当たり、備えている労働者の健康管理等に必要な知識を有する者の名簿に記載されている保健師とする。

2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同条に規定する医師の選任、地域産業保健センター事業の利用等に努めるものとする。

地域産業保健センターのしくみ



働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業 実施要綱

(案)

1 趣旨

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が6割を超え、精神障害に係る労災認定件数が増加するとともに、自殺者数も平成15年は過去最悪を記録するなど、労働者のメンタルヘルス不調の予防が喫緊の課題となっている。メンタルヘルス不調を発症し、自殺に至った労働者の多くは、その不調に家族が気づいていたという調査研究結果もあり、メンタルヘルス不調を早期に発見し、深刻な事態に至ることを防ぐためには、労働者本人の気づきだけではなく、周囲の者、中でも家族の気づきを端緒として必要な介入をしていくことが最も効果的である。

このような家族を含めたメンタルヘルス対策を進めるため、地域産業保健センター（以下「センター」という。）が主体となって、メンタルヘルスに関する専門的知識をもった医師及び地域で活動を行っている保健所等と連携し、1）労働者及びその家族を対象としたメンタルヘルスに関するセミナーの実施、2）メンタルヘルス不調の労働者やその家族を対象とした個別相談の実施、3）メンタルヘルス不調の労働者の抱えた問題に応じた専門医などの専門機関の紹介を行い、労働者及びその家族にメンタルヘルスに係る正しい知識を普及するとともに、メンタルヘルス不調の予防、不調となった労働者の早期発見、早期治療を促進することとする。

2 実施主体

本事業は、郡市区医師会に委託して実施しているセンター事業の一環として実施する。

本事業を実施する郡市区医師会は、都道府県労働局安全衛生課、労働基準監督署の労働部局と、都道府県精神保健担当部局をはじめとする保健所等の地域保健との連携を図りながら事業を実施するものとする。

なお、地域保健との連携に際しては、平成17年3月にとりまとめられた「地域・職域連携推進事業ガイドライン」を踏まえた、地方公共団体を中心に設置が進められる「地域・職域連携推進協議会」を活用し、必要な情報の交換等、地域保健との連携を図ることとする。

3 事業対象

原則として、労働者50人未満の小規模事業場の労働者及びその家族を対象とする（本事業を管轄するセンターの対象区域の労働者に限らないものとする）。

4 事業内容

① 労働者とその家族を対象としたメンタルヘルスクエア支援セミナーの実施

公民館等の地域の施設において、精神科医、保健師、カウンセラー等を講師とするセミナーを実施し、当該地域の労働者及びその家族に対してメンタルヘルス不全の症状、事例、対処方法等について紹介するとともに、相談機関としてのセンターの広報を行う。

実施規模としては、1回当たり1～2時間程度、参加者20名～30程度とし、参加費は無料とする。

原則として事前申込み制とするが当日参加も可とする。

また、これらのセミナーを実施するにあたっては、地域保健等で実施されている健康教育の集会等とともに開催することとしても差し支えない。

② メンタルヘルス不調の労働者やその家族を対象とした個別相談会の実施

セミナー参加者の中で希望する者に対し、精神科医、保健師、カウンセラー等による個別相談会を実施し、相談内容に応じるとともに必要に応じ適切な専門医などの専門機関の紹介を行う。

なお、個別相談については、セミナー当日は相談の受付のみを行い、相談日を予約して実施することとしても差し支えない。

③ 地域産業保健センターにおける相談の随時受付

地域産業保健センターにおいて（平成17年度は上記セミナーを実施するセンターに限る）、労働者及びその家族からのメンタルヘルスに関する相談を随時受け付けることとする。

なお、この相談は労働者が所属する事業場の規模によらずに受け付けることとし、当該センターが担当する地域外からの相談にも対応することとする。

また、これらの体制の整備にあつて、地方公共団体等が実施しているメンタルヘルスに関する相談窓口等と調整を図り、随時受け付ける体制としても差し支えないものとする。

5 実施方法

(1) 実施場所

本事業を実施するセンターは、各労働局内でそれぞれ1箇所のセンター（ただし、東京局、愛知局及び大阪局については2箇所）とする。

(2) 実施回数

センターにおいては、17年度は地域の実情を勘案した上、3回程度セミナーを実施することとする。

(3) 実施時期

平成17年度は、年度後半に事業を行うものとする。

(4) 会場、講師の選定等

① セミナーについて

セミナーの開催にあたっては、メンタルヘルス関係の学会の市民講座や産業保健関係のオープンセミナー等、あるいは従来から地域で実施されている健康教育のセミナー等と共催するなど、できる限り多くの参加者が見込まれるような開催方法をとるものとする。

セミナーの講師は、センターに登録された医師、保健師、カウンセラー等であってメンタルヘルスに関する専門的知識を有する者とする。

なお、講師の選定に当たり、平成16年度より精神科医等を対象とした産業保健に関する研修を実施しており、それらの研修の受講者のうちから、協力を得られる精神科医等を把握することが考えられること。

保健師については保健所等に派遣・協力を依頼することが考えられること。

② 個別相談会について

セミナーに引き続いて実施する個別相談会は、セミナーの講師となった精神科医等のほか、他の保健師やカウンセラーの協力も得て実施するものとする。

個別相談会は、複数の者により並行的に行うようにすることが望ましいこと。

なお、平成16年度より精神科医等を対象とした産業保健に関する研修を実施しており、それらの研修の受講者のうち、協力を得られる精神科医等を把握すること。

③ 相談窓口の実施について

労災病院や地域保健で実施されている「心の健康相談」等の窓口と連携をはかり、メンタルヘルス不調の労働者の把握に努めること。

また、それらの地域の相談窓口等との連携を図り、必要に応じて職場環境が原

因となってメンタルヘルス不調となった労働者の事後措置等の実施をはじめとする対応に努めること。

④ コーディネータ研修の実施

本事業を円滑に実施するため、本事業を実施するセンターのコーディネータを対象として、本事業の実施に関する研修を実施する。

なお、この研修は従来より毎年9月に実施している、「全国産業保健推進会議」とは、別途実施するものであることを、念のため申し添える。

(5) 広報

働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業の広報については、センター、都道府県労働局及び労働基準監督署は保健所や都道府県、市町村等の協力を得ながら、事業者を通じた広報のみならず、地域住民を対象とした広報を積極的に行うものとする。